川崎信用金庫

インボイス制度開始に伴う対応について

2023年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されています。インボイス制度への当金庫の対応についてお知らせいたします。

※インボイス制度の詳細については、インボイス制度特設サイト(国税庁)をご参照ください。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

川崎信用金庫は適格請求書発行事業者登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。**登録番号:T7020005008014**

※国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトからもご確認いただけます。

2. 当金庫が交付するインボイス

【営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について】

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例:振込手数料、残高証明書発行手数料(随時発行)、硬貨取扱手数料など

【口座振替でお支払いいただく各種手数料について】

口座振替でお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの発行をご希望されるお客さまに対して、「インボイス通知書」を発行いたします。(上記の「領収書」等で発行した手数料明細についても含まれます。)

「インボイス通知書」の発行をご希望されるお客さまは、各店舗の窓口にてお申し込みください。内容が重複したインボイスを複数お持ちの場合、仕入税額控除に使用できるインボイスは、交付年月日が新しい方のインボイスに限ります。

例:ビジネス web 基本手数料、残高証明書発行手数料(継続発行)、貸金庫手数料など ※総合振込・給与振込に関する振込手数料につきましては、原則、振込指定日の翌日以降に インボイス通知書へ集計されます(手数料引落日ではありませんのでご注意ください)。

3. その他の留意事項

【ATM・両替機でのお取引について】

ATM・両替機でのお取引は、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売特例)」に該当し、インボイスの交付義務が免除されております。 お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

詳しくは、お取引いただいている店舗の窓口までお問い合わせください。

